

表注一覧

(一般的事項)

地方ブロック

北海道…北海道

東 北…青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県

関 東…茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 山梨県, 長野県

北 陸…新潟県, 富山県, 石川県

中 部…岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県

近 畿…福井県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県

中 国…鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県

四 国…徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県

九 州…福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県

沖 縄…沖縄県

(個別事項)

§ 2. 都市計画区域, 市街化区域, 地域地区の決定状況

(1) 都市計画区域, 市街化区域, 用途地域

(二) 都市別一覧 「区域内重複市町村」欄

*印……………当該市町村が複数の都市計画区域にまたがっていることを表している。
市町村数は重複を避け計上している。

(2) 特別用途地区

特別用途地区における種類については, 典型的な類型として, 11の地区を示している。

(7) 高度利用地区

「地区内で施行(予定)されている市街地再開発事業名」欄には, 決定目的(市街地開発事業名, 施行区域面積等)を記入した。なお, 事業名の「(市)」は市街地再開発事業の略である。

§ 5. 促進区域

(1) 市街地再開発促進区域, (2) 土地地区画整理促進区域, (3) 住宅街区整備促進区域

「名称」欄において, 「・・・市街地再開発促進区域」等を省略した。

「摘要」欄には, 決定目的(市街地開発事業名, 施行区域面積等)を記入した。

なお, 事業名の「(市)」は市街地再開発事業の略である。

§ 8. 都市計画施設の状況

(1) 道路 ①道路, (6) 公園, (7) 緑地, (8) 広場, (9) 墓園, (10) その他の公共空地, 及び(12) 下水道
①公共下水道 ②都市下水路 ③流域下水道 において, 表中のA, B, Cは次の区域を示す。

A区域: 市街化区域又は用途地域設定区域内でDID 区域内

B区域: 市街化区域又は用途地域設定区域内でDID 区域外

C区域: A, B以外の都市計画区域で, 以下の区域を示す。

- ・線引きしている都市計画区域では, 市街化調整区域
- ・線引きしていない都市計画区域では, 用途地域が定められていない区域

(1) 道路

①道路 表中の「計画」「改良済」「概成済」は以下を示す

計 画：都市計画決定された道路延長

改良済：以下の区間の延長の合計

- ・道路用地が計画幅員のとおりに確保されており、一般の通行の用に供している道路延長
- ・事業中の区間については、事業決定区間の全体事業費に対する当該年度末換算完成延長

概成済：改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道（概ね計画幅員の2／3以上又は4車線以上の幅員を要する道路）を有する区間で、その現道に対応する都市計画道路延長

但し、東京都の「概成済」データは以下を示す

（区 部） 計画幅員15m以上の場合は、出来型が60%以上又は18m以上
計画幅員15m未満の場合は、出来型8m以上

（多摩・島部） 出来型8m以上

※ 「①道路」の東京都のデータは、平成21年度～平成23年度にかけて過去データ（平成20年度以前）も含めて精査し、過去データも一部修正したため、平成20年度以前のデータと整合が図れていない箇所がある。また、端数処理の関係から、各項目を集計した値と合計値が一致しないところがある。

(3) 駐車場 ①自動車駐車場

「名称」欄において、「・・・自動車駐車場」等を省略した。また、供用台数は実供用数である。

(13) 汚物処理場

処理能力の供用は実績である。

(17) と畜場

処理能力が明確でない施設もあるため、換算等により推計しているものも含む。処理能力の供用は実績。

(18) 河川、(19) 運河、(20) その他の水路

「構造」欄には、延べ延長最大区間の構造を記載した。

(21) 学校

「摘要欄」には、小中学校以外のものを記載した。

(29) 一団地の住宅施設

「名称」欄において、「・・・一団地の住宅施設」を省略した。

§ 9. 市街地開発事業

(1) 土地区画整理事業

「土地区画整理法によらず完了した事業」欄の「旧都市計画法第12条」「旧都市計画法第13条」とは、昭和29年改正前の都市計画法である。

(2) 新住宅市街地開発事業、(3) 工業団地造成事業、(4) 市街地再開発事業①②

「名称」欄において、「・・・市街地再開発事業」等を省略した。

§ 11. 地区計画等

1. 「名称」欄において、「・・・地区計画」等を省略した。
2. 「摘要」欄には以下の地区計画の種別を記載している。
 - ① 市街化調整区域において、
 - ・法12条の5第1項2号のイに該当・・・（調ーイ）
 - ・法12条の5第1項2号のロに該当・・・（調ーロ）
 - ・法12条の5第1項2号のハに該当・・・（調ーハ）
 - ② 区域区分の定められていない都市計画区域（非線引き都市計画区域）の用途地域以外の区域において、
 - ・法12条の5第1項2号のイに該当・・・（白ーイ）
 - ・法12条の5第1項2号のロに該当・・・（白ーロ）
 - ・法12条の5第1項2号のハに該当・・・（白ーハ）
 - ③ 再開発等促進区を定める地区計画・・・（再）（旧再開発地区計画, 旧住宅地高度利用地区計画を含む）
 - ④ 開発整備促進区を定める地区計画・・・（開）
 - ⑤ 誘導容積型地区計画・・・・・・・・・・（誘）
 - ⑥ 容積適正配分型地区計画・・・・・・・・・・（容）
 - ⑦ 高度利用型地区計画・・・・・・・・・・（高）
 - ⑧ 用途別容積型地区計画・・・・・・・・・・（用）
 - ⑨ 街並み誘導型地区計画・・・・・・・・・・（街）
 - ⑩ 立体道路制度を適用する地区計画・・・（立）
 - ⑪ ①～⑩以外の地区計画・・・・・・・・・・（地）

§ 13 市町村の立地適正化計画の策定状況

「誘導施設種類」欄は, 以下のとおり略語を用いている。

医	：医療施設	介福	：介護福祉施設	子	：子育て支援施設	教文	：教育・文化施設
商	：商業施設	金	：金融施設	行	：行政施設	他	：その他

§ 14. 都市計画事業費の財源, その他

- (1) 都市計画事業費及び財源
 1. 都市計画法第59条第1項及び同条第2項に規定する事業並びに都市計画事業として行う土地区画整理事業及び都市再開発事業等についての事業費とその財源内訳を, 当該年度の決算額を基礎に算出した。
 2. 計上の重複を避けるため, 都道府県から市町村への補助金等は, 「市町村支出金」欄のみに計上し, 市町村から都道府県への負担金は, 「都道府県支出金」欄に計上した。
 3. 「§ 14(2) 都市計画税の徴収状況」の都市計画税徴収額との差が生じているのは, 都市計画税を地方債の償還に充てていること等による。